

資料

韓国「入養特例法」(法律第 11007
号、2011 年 8 月 4 日全部改正、2012 年
8 月 5 日施行)(翻訳)

犬 伏 由 子／監修
田 中 佑 季／ 訳

1. はじめに

養子制度は、実親子関係とは異なり、血縁関係に直接には基づかず、法的親子関係を成立させる制度であるが、各国が養子制度をどのように定めるかは、家族にかかわる歴史的・社会的・習俗的背景によっても異なっている。日本においては、「家のため」から「親のため」、そして、「子のため」の養子制度へと発展を辿ってきたと捉えられているが、必ずしも単線的に変化したわけではない。現行日本民法における養子制度は、その成立要件が比較的緩やかで(成年養子も認められる)、養子縁組の法的効果が養親との嫡出親子関係形成を基点として発生することから多様な目的に利用されうる普通養子と、1987 年の民法改正(養子法改正、1988 年 1 月 1 日施行)により、子の利益のみを目的として導入された特別養子の 2 本立てとなっている。しかし、特別養子制度創設後も、要保護児童の養育のための受け皿として、養子制度の利用がそれほど進んではいない状況にある⁽¹⁾。その理由の一つには、民法が身分関係(親子関係)の形成の視点から養子制度を位置づけており、児童福祉制度との関連づけが乏しいことがある⁽²⁾。

これに対し、韓国では、「姓と本」が同一の父系血統を中心とする伝統的家族観が根強く、もともとは養子制度もこの男系血統である家系を継承する目的を有しており、1960 年制定の韓国民法の養子制度にも父系血統主義の影響が残っていた⁽³⁾。そこで、父系血統主義の埒外におかれる要保護児童のために、民法上の養子制度の枠

(1) 132

外で、1976年に、「入養特例法」(1976年12月31日法律第2977号)が制定された。入養特例法は、要保護児童の養子縁組を促進し、養子となる者の保護と福祉の増進を図る目的を持つ、児童福祉制度と関連づけられた養子制度であり、民法上の養子制度と併存して認められているが、韓国の養子に対する父系血統主義の影響は根強く、入養特例法によっても国内養子の活性化にはつながらず、国外養子により多く利用されていた。入養特例法は、数次の改正を受け、2011年8月4日の法改正(2012年8月5日施行)により全面改正を受けている。日本の養子制度に関しても見直しの必要性が指摘されている中、韓国の要保護児童にかかわる養子制度には参考になりうる点も多く含まれていると考えられ、2011年の改正入養特例法の条文内容を紹介することにした。以下、本資料の解題および翻訳については慶應義塾大学大学院法学研究科助教田中佑季が行い、犬伏由子が監修した。

- (1) 司法統計年報(<http://www.courts.go.jp/search/jtsp0010?>)による最近5年間の特別養子縁組(許可)件数は、2007年は289件、2008年は309件、2009年は327件、2010年は326件、2011年は374件であり、養子縁組全体(普通養子届出件数と特別養子認容件数を含む)をみれば、その約0.3%にすぎない(なお、金子敬明「養子縁組の利用実態」千葉大学法学論集25巻4号(2011年3月)155頁参照)。人口が約5,000万人と日本の半分以下である韓国において、2011年には入養特例法に基づく養子件数が2,464件であり(2.解題注11参照)、また、親養子については、2010年の件数が1,251件(韓国『2011年司法年鑑』(法院行政処))であったことと比べると、日本の特別養子縁組の利用がわずかであることがわかる。
- (2) 本山敦「特別養子制度20年:子どもの幸せを求めて」家族〈社会と法〉25号(2009年7月)40頁は、特別養子制度(民法)と児童福祉(社会福祉法)の連携の欠如を指摘する。なお、要保護児童と養子縁組を希望する者(養親希望者)を引き合わせ(マッチング)、養子縁組成立後もサポートすることを可能にする、養子縁組あっせんの法的枠組みを定める「養子縁組あっせん法」の立法提案も存在する(奥田安弘=高倉正樹=遠山清彦=鈴木博人=野田聖子『養子縁組あっせん』(日本加除出版、2012年))。
- (3) 韓国では、父系血統維持のために、姓不変の原則が存在し、養子は養父と同姓同本の者に限る異姓養子の禁止が定められていた。1960年の韓国民法は、異姓養子を認めたが、養子縁組によっても養父と同姓同本になることはなく、異姓養子には養家の戸主相続権は認められなかった。こうした

父系血統主義が国内養子の活性化を妨げているとの批判もあり、戸主制度を廃止した 2005 年の民法改正の際に、従来の養子制度の他に、新たに、日本の特別養子に類する、養親との嫡出親子関係を認め、実方との親族関係を終了させて養親との親族関係のみを認め養親の姓と本に従う親養子が導入された（親養子制度は 2008 年 1 月 1 日から施行されている。韓国の養子制度について、金亮完「韓国の養子制度導入の意義」民商法雑誌 138 巻 4 = 5 号 (2008 年 8 月) 163 頁、高翔龍『韓国社会と法』（信山社、2012 年）114 頁以下参照）。さらに、2012 年の韓国民法改正により養子法の一部改正も行われた（2013 年 7 月 1 日施行）。

2. 解 題

(1) 概 要

ここに訳出するのは、韓国の「入養特例法（입양특례법）」⁽¹⁾（2011 年 8 月 4 日全部改正、2012 年 8 月 5 日施行）（以下「本法」とする）である⁽²⁾。

韓国の養子制度は 3 類型に分けられ、二つは民法に規定された養子制度（普通養子（韓国民法 866 条以下）と親養子（同 908 条の 2—908 条の 8））であり、もう一つは民法の枠外に設けられた本法に基づく養子制度である。前者の民法上の養子制度については、2013 年 7 月 1 日施行予定（2012 年 2 月 10 日公布）の改正民法において大幅に改正がなされた⁽³⁾。この改正民法の施行に伴い、先立って施行されたのが本法である。本法は、18 歳未満の要保護児童⁽⁴⁾を対象とし、彼らの入養に関する要件及び手続等についての特例と支援に必要な事項を定め、養子となる者の權益と福祉増進を図ることを目的としている（1 条）。

(2) 入養特例法の変遷

韓国における養子に関する特例法は、1961 年「孤児入養特例法（고아입양특례법）」の制定・公布に始まる。しかし、この孤児入養特例法は、外国人が韓国国民である孤児を養子とする際に簡易な手続をとることで孤児の福利増進を図ることを目的（1 条）として制定されたものである。政府は、朝鮮戦争（1950.6—1953.7）により生じた数多くの孤児を迅速に国外へ入養させることを目的に、その実現手段として孤児入養特例法を制定したと指摘されている⁽⁵⁾。この特例法の制定以降、1954 年

韓国「入養特例法」(法律第11007号、2011年8月4日全部改正、2012年8月5日施行)(翻訳)

から始められたとされる国外入養はさらに増加することとなった⁽⁶⁾。そのため、1976年12月31日に国内入養の活性化を目的とした「入養特例法(입양특례법)」が制定され、従前の孤児入養特例法は廃止に至ったが、これによる国外入養の大幅な減少は見られなかった⁽⁷⁾。1990年代に入ると、児童福祉に対する国家の責任が強調され始め、入養政策もまた国家の支援を強化する方向へと進み⁽⁸⁾、国内入養の活性化と共に入養児童の権益保護のため、1976年制定の「入養特例法」は1995年に「入養の促進及び手続に関する特例法(입양촉진 및 절차에 관한 특례법)」(1996年1月6日施行)と名称変更され、全部改正された⁽⁹⁾。そしてその後、数次の改正を経て、2011年8月4日に、当初の名称と同じ「入養特例法」(本稿訳出)に全部改正されるに至った。

(3) 主要改正内容⁽¹⁰⁾

本法における主要改正内容は以下の通りである。

① 国内入養優先推進制等の導入(7条・8条)

国及び地方自治体は、入養を依頼された児童の養親となる者を国内で探すことを最優先とし(7条1項)、入養機関の長は保健福祉部令の定めるところに従って、養親を国内で探すための措置を取り、これを関係機関の長に報告するようにした(同2項)。このような措置及び関連機関との情報共有・協力にもかかわらず国内で養親となる者を探すことができなかった場合に限り、国外入養を推進できるようにした(同3項)⁽¹¹⁾。同時に、国は国外入養を減少させるために努力しなければならないという規定も新たに設けた(8条)。

② 養親となる者の資格強化(10条)

改正前の「入養の促進及び手続に関する特例法」(以下、「従前の特例法」とする)5条1項3号⁽¹²⁾の抽象的要件を削除して、養親となる者の資格要件を「児童虐待、家庭暴力、麻薬等の犯罪及びアルコール等の薬物中毒の経歴がないこと」に強化し(1項3号)、入養の成立までに入養機関等から保健福祉部令の定める所定の教育を受けるようにした(3項)。

③ 入養許可制の導入(11条・18条・19条)

養親となる者と養子となる者(又は入養児童が15歳未満である場合にはその者の法定代理人)との間の協議のみで入養が成立した従前の特例法を改正し、所定の書

類と共に家庭法院に入養を請求し、法院の許可を以て入養が成立する旨の入養許可制を新設した (11 条)。また、国外入養に関しては、従前の特例法では国内における国外入養については家庭法院の認可を、国外における国外入養については保健福祉部長官の海外移住許可を受けることとしていたが、本法では国外入養は全て、必ず家庭法院の許可を受けることとした (18 条・19 条)。

④ 親生父母 (実父母) の入養同意関連規定 (12 条・13 条)

改正民法⁽¹³⁾と同様に親生父母の同意を入養成立の要件としつつも、親権喪失・所在不明等の事由により親生父母の同意を得ることができない場合は、同意がなくとも入養が可能となる同意免除手続に関する規定が新設された (12 条 1 項)。また、この親生父母の同意は、児童の出生日より 1 週間が経過した後になされるようにし (13 条 1 項)、入養同意と関連して如何なる金銭・財産上の利益、その他の対価的な給付がなされることも明文で禁止した (同 2 項)。

⑤ 入養の効果に関する規定 (14 条・17 条など)

本法により入養された児童は、民法上の親養子と同一の地位を得ることと規定され (14 条)、これにより入養前の親子関係は断絶し、入養児童は養親の親生子 (実子) と見做されることとなった。また、従前の特例法には罷養 (離縁) に関する規定は定められておらず、そのため現行の民法規定が適用され⁽¹⁴⁾、要保護児童については協議上の罷養と裁判上の罷養が可能であったが、本法では養親が養子を虐待するなど、養子の福利を顕著に害する場合又は養子の養親に対する背倫行為により養子という関係を維持することができなくなった場合にのみ、養子、養親又は検事が罷養の請求をすることができる裁判上の罷養に関する条項が新設され (17 条)、裁判上の罷養のみが可能となった。

⑥ 中央入養院の設置と入養情報公開制度の導入 (26 条・36 条)

保健福祉部長官は、国内入養の活性化及び入養に対する事後管理等のため、中央入養院を設置・運営することとし (26 条 1 項)、中央入養院は、入養児童・家族情報及び親家族を探すのに必要な統合データベースの運営、入養児童のデータベースの構築等の事業を遂行することとなった (同 4 項)。また、養子となった者は、中央入養院又は入養機関が保有している入養情報の公開を要請できるようにし、中央入養院又は入養機関の長は、親生父母の同意を得て情報を公開することとしたが (36 条 1 項)、親生父母が情報公開の同意をしない場合には彼らに関する人的事項を除いて

情報公開することと規定した(同2項)。親生父母が死亡している場合、その他不可避な事由で同意を得られない場合及び養子となった者の医療目的等の特別な事由がある場合は、親生父母の同意の有無にかかわらず、入養情報を公開することができる旨規定された(同3項)。

以下、本法の訳出にあたっては、可能な限り原文に忠実に訳すこととし、用語の表記は韓国語の表記に従う。日本語として補足が必要な箇所には、訳文中に注【】で示す。)を挿入、若しくは訳者注を付した。

- (1) 「入養(입양)」は韓国語で「養子縁組」を示す語である。以下、解題中の用語の表記は、韓国語の表記に従い、日本語の補足が必要な箇所には注を付す。
- (2) 本法の詳細については、後日別稿において検討を予定している。
- (3) 2013年7月1日施行予定の改正民法(2012年2月10日公布)の概要及び改正条文については、金亮完「養子法及び婚姻法に係る韓国家族法の改正」戸籍時報687号(2012年9月)43-51頁参照。
- (4) 韓国における要保護児童(児童福祉法3条4号(3.翻訳(後掲訳者注1))参照)数は、2003年は10,222名であったが、その後2007年には8,861名まで減少した。2008年に再び増加(9,284名)した以降は、再度減少傾向が見られ、2012年は6,926名であった(保健福祉部「保護類型別要保護児童現況」(韓国・統計庁サイト内「e-나라지표」(<http://www.index.go.kr/egams/index.jsp>)最終閲覧日:2013年5月12日)参照)。
- (5) 김상용『『입양촉진 및 절차에 관한 특례법』의 개선방향』(金相瑢『『入養の促進及び手続に関する特例法』の改善方向』)家族法研究23巻2号(2009年)217頁。
- (6) 国外入養児童数は、1969年1,190名であったが、1974年には5,302名となり、1976年には6,597名に上った(保健福祉部統計資料「国家別入養現況(1958～2011)」(中央入養院(3.翻訳(後掲訳者注20)参照)サイト(<https://www.kadoption.or.kr/>)内「入養資料室」参照。最終閲覧日:2013年5月6日)。
- (7) 入養特例法制定の翌年(1977年)は6,159名であった。その後1980年には4,144名まで減少したが再び増加し、1986年には8,680名に上った。1990年には3,000名を下回ったが、2007年まで国内入養児童数を国外入養児童数が上回る状況が続いた(保健福祉部統計資料(注6)参照)。

- (8) 김상용 (注 5)、218 頁。
- (9) 翻訳 (全条文) として、奥田安弘 = 崔光日「韓国の養子縁組特例法」(奥田安弘編『国際私法・国籍法・家族法資料集—外国の立法と条約—』(中央大学出版部、2006 年) 305-315 頁) がある (ただし、これはその後 2005 年一部改正された条文の翻訳である)。
- (10) 主要改正内容については『官報』(韓国) 第 17565 号 (2011 年 8 月 4 日) (『大韓民国電子 官報』(<http://gwanbo.korea.go.kr/main.gz>) 参照。最終閲覧日: 2013 年 5 月 12 日)、김상용「개정『입양특례법』의 특징」(金相琿「改正『入養特例法』の特徴」) 法律新聞 4050 号 (2012 年 7 月 23 日) (『法律新聞』サイト (<http://www.lawtimes.co.kr/>) 参照。最終閲覧日: 2013 年 5 月 7 日)、及び현소혜「입양제도의 개선—개정『민법』 및『입양특례법』의 소개를 중심으로—」(ヒョン・ソヘ「入養制度の改善—改正『民法』及び『入養特例法』の紹介を中心に—」) (2012 年 5 月 14 日に韓国家庭法律相談所で開催された 2013 年 7 月 1 日施行予定の改正家族法に関する説明会 (2013 년 개정 가족법 미리 이해하기—친권·입양·성년후견 중심 으로—) での配布資料 (44-49 頁) を参照。
- (11) 2007 年に初めて国外入養児童数 (1,264 名) が国内入養児童数 (1,388 名) を下回った。2012 年の統計では、全体の入養児童数 (国内・国外) は減少傾向にあるが (2011 年 2,464 名、2012 年 1,880 名)、国外入養児童数も 755 名となり、大幅な減少が見られる (保健福祉部内部資料「入養児童数」(『e나라지표』(注 4) 参照。最終閲覧日: 2013 年 5 月 12 日))。本法の施行により、国外入養児童数に今後如何なる変化が見られるか注目される。
- (12) 従前の特例法 (入養の促進及び手続に関する特例法) 第 5 条第 1 項 3 号 家庭が円満で、精神的及び身体的に養子を扶養することにおいて顕著な障害がないこと。
- (13) 改正民法 (2013 年 7 月 1 日施行予定) 870 条 1 項但書・2 項・3 項、871 条、908 条の 2 第 2 項参照。
- (14) 従前の特例法 (入養の促進及び手続に関する特例法) 第 26 条
入養に関して、本法で特別に規定された事項を除き、民法の定めるところによる。

3. 翻 訳

入養特例法

[法律第 11007 号、2011.8.4 全部改正、2012.8.5 施行]

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

本法は、要保護児童の入養【注：「養子縁組」、以下同】に関する要件及び手続等についての特例と支援に必要な事項を定めることで、養子となる児童の權益と福祉を増進することを目的とする。

第 2 条（定義）

本法で使用する用語の意味は次のとおりである。

1. 「児童」とは、18 歳未満の者をいう。
2. 「要保護児童」とは、「児童福祉法」第 3 条第 4 号⁽¹⁾ に基づく保護対象児童をいう。
3. 「入養児童」とは、本法に基づいて入養された児童をいう。
4. 「扶養義務者」とは、「国民基礎生活保障法」第 2 条第 5 号⁽²⁾ に基づく扶養義務者をいう。

第 3 条（国家等の責務）

- ①すべての児童は、その者が生まれた家庭において健康に育たなくてはならない。
- ②国及び地方自治体は、児童が生まれた家庭において健康に育つことができるように支援し、生まれた家庭で育つことが困難な児童には、健康に育つことができる家庭を提供するために必要な措置と支援をしなければならない。
- ③すべての国民は、入養児童が健康に育つことができるよう協力しなくてはならない。
- ④国及び地方自治体は、健全な入養文化を造成し、要保護児童の国内入養を活性化

して児童が入養後の家庭生活に円滑に適応することができるようにするなど、入養児童の權益と福祉の増進のために、次の各号の事項を実施しなければならない。

1. 入養政策の樹立及び施行
2. 入養に関する実態調査及び研究
3. 入養及び事後管理手続の構築及び運営
4. 入養児童及び入養家庭に対する支援
5. 入養後の円滑な適応のための相談及び社会福祉サービスの提供
6. 入養に対する教育及び広報
7. その他保健福祉部令の定める必要な事項

第4条（入養の原則）

本法に基づく入養は、児童の利益が最優先となるように行わなければならない。

第5条（入養の日）

- ①健全な入養文化の定着と国内入養の活性化のため、5月11日を入養の日とし、入養の日から1週間を入養週間とする。
- ②国及び地方自治体は、第1項の規定に基づく入養の日の趣旨に適合する行事等の事業を実施するように努力しなければならない。

第6条（情報システムの構築・運営）

- ①国は、入養児童等に対する事後サービスの提供及び国内入養の活性化に必要な情報を入養機関⁽³⁾等に提供するために、情報システムを構築・運営しなくてはならない。
- ②第1項の規定に基づく情報システムは、法人や団体にその業務の全部又は一部を委託して運営しなくてはならない。

第7条（国内入養優先の推進）

- ①国及び地方自治体は、入養を依頼された児童の養親となる者を国内で探すための施策を最優先に実施しなくてはならない。
- ②入養機関の長は、保健福祉部令の定めるところに従い入養を依頼された児童の養

韓国「入養特例法」(法律第11007号、2011年8月4日全部改正、2012年8月5日施行)(翻訳)

親を国内で探すための措置をとり、その結果を保健福祉部長官に報告しなくてはならない。

- ③入養機関の長は、第2項の規定に基づく国内入養のための措置にもかかわらず、養親を探すことができない場合、第6条の規定に基づく情報システムを活用した関連機関との情報の共有を通じて、国内入養を推進しなければならない。
- ④入養機関の長は、第2項及び第3項の規定にもかかわらず、国内で養親となろうとする者を探すことができなかった場合に限り、国外入養を推進することができる。

第8条 (国外入養の減縮)

国は、児童に対する保護義務と責任を履行するため、国外入養を減らしていくための努力をしなければならない。

第2章 入養の要件及び効力

第9条 (養子となる資格)

本法に基づいて養子となる者は、要保護児童であり、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

1. 保護者から委託された者で、特別市長・広域市長・道知事及び特別自治道知事(以下「市・道知事」とする。)又は市長・郡守・区庁長(自治区の区庁長をいう。以下同)が扶養義務者を確認することができず、「国民基礎生活保障法」に基づく保障施設⁽⁴⁾(以下「保障施設」とする。)に保護を依頼した者
2. 父母(父母が死亡、又はその他の事由で同意することができない場合には、他の直系尊属をいう。)又は後見人が入養に同意し、保障施設又は第20条の規定に基づく入養機関に保護を依頼した者
3. 法院により親権喪失の宣告⁽⁵⁾を受けた者の子で、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が保障施設に保護を依頼した者
4. その他扶養義務者を知ることができない場合で、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が保障施設に保護を依頼した者

第 10 条 (養親となる資格等)

- ①本法に基づいて養親となる者は、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。
1. 養子を扶養するのに十分な財産があること。
 2. 養子に対して宗教の自由を認め、社会の構成員としてそれに相応する養育と教育を行うことができること。
 3. 養親となる者が児童虐待・家庭暴力・性暴力・麻薬等の犯罪やアルコール等の薬物中毒の経歴がないこと。
 4. 養親となる者が大韓民国の国民ではない場合、当該国の法に基づき、養親となることのできる資格があること。
 5. その他養子となる者の福祉のため、保健福祉部令の定める必要な要件を満たすこと。
- ②養親となる者は、養子となる児童が福利に反する職業やその他人権侵害の憂慮がある職業に従事しないようにしなければならない。
- ③養親となろうとする者は、入養の成立前に入養機関等から保健福祉部令の定める所定の教育⁽⁶⁾を受けなければならない。

第 11 条 (家庭法院の許可)

- ①第 9 条に定められた児童を入養しようとする場合には、次の各号の書類を備えて家庭法院の許可を受けなければならない⁽⁷⁾。
1. 養子となる児童の出生申告の証憑書類
 2. 第 9 条及び第 10 条規定の資格を具備したという書類
 3. 第 12 条及び第 13 条の規定に基づく入養同意の書類
 4. その他児童の福利のために保健福祉部令の定める書類
- ②家庭法院は、養子となる者の福利のため、養親となる者の入養の同意と養育能力その他の事情を考慮して、第 1 項の許可をしないこともできる。
- ③第 1 項で定められた家庭法院の入養許可に必要な書類は、大統領令の定める機関⁽⁸⁾が書類の作成に必要な事項を調査・確認した後これを発給するが、書類の作成等に必要な事項は、保健福祉部令で定める。
- ④第 1 項の規定に基づく許可申請の手續、審理及び許可等に必要な事項は、大法院

規則で定める。

第12条(入養の同意)

- ①第9条各号のいずれかに該当する児童を養子としようとする場合、親生父母⁽⁹⁾の同意を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。
 - 1. 親生父母が親権喪失の宣告を受けた場合
 - 2. 親生父母の所在不明等の事由により同意を得ることができない場合
- ②親生父母が第1項但書の事由によって入養の同意をすることができない場合には、後見人の同意を得なければならない。
- ③第9条第2号の規定に該当する児童を養子とする場合には、保護依頼時の入養同意をもって、第1項の規定に基づく入養の同意を代えることができる。
- ④13歳以上の児童を入養しようとするときは、第1項又は第2項の規定に基づく同意権者の同意以外に入養される児童の同意を得なければならない。
- ⑤第1項から第4項までの規定に基づく同意は、第11条第1項の許可を受ける前には撤回することができる。
- ⑥第1項から第4項までの規定に基づく入養の同意又は第5項の規定に基づく入養同意の撤回は書面で行い、同意に必要な事項は保健福祉部令で定める。

第13条(入養同意の要件等)

- ①第12条第1項の規定に基づく入養の同意は、児童の出生日から1週間が経過した後になされなければならない。
- ②入養同意の対価として、金銭又は財産上の利益その他の反対給付の授受を約束してはならない。
- ③入養機関は、第12条第1項に定められた入養同意前に親生父母に対して、児童を直接養育する場合に支援を受けることのできる事項及び入養の法律的効力等に関する十分な相談を提供しなければならない。相談内容等については、保健福祉部令で定める。
- ④入養機関は、第12条第4項に定められた入養同意前に、入養される児童に入養同意の効果等に関する十分な相談を提供しなければならない。相談内容等については、

保健福祉部令で定める。

第 14 条 (入養の効果)

本法に基づいて入養された児童は、「民法」上の親養子⁽¹⁰⁾ と同一の地位を得る。

第 15 条 (入養の効力発生)

本法に基づく入養は、家庭法院の認容審判の確定により効力が発生し、養親又は養子は家庭法院の許可書を添付して「家族関係の登録等に関する法律」の定めにより申告しなければならない。

第 16 条 (入養の取消し)

- ①入養児童の親生の父又は母は、自身に責任のない事由によって第 12 条第 1 項第 2 号の規定に基づいて入養の同意をすることができなかった場合には、入養の事実を知った日から 6 か月以内に家庭法院に入養の取消しを請求することができる。
- ②家庭法院は、入養の取消請求に対する判決が確定したとき、又は審判の効力が発生したときには、遅滞なく、その旨を家庭法院所在地の地方自治体に通知する⁽¹¹⁾。

第 17 条 (罷養) 【注：「離縁」、以下同】

- ①養親、養子、検察官は、次の各号のいずれかの事由がある場合には、家庭法院に罷養を請求することができる。
 1. 養親が養子を虐待又は遺棄その他養子の福利を顕著に害する場合
 2. 養子の養親に対する背倫行為によって養子という関係を維持させることができなくなった場合
- ②家庭法院は、罷養が請求された児童が 13 歳以上である場合、入養児童の意見を聴取し、その意見を尊重しなければならない。
- ③家庭法院は、罷養の請求についての判決が確定又は審判の効力が発生したときには、遅滞なく、その旨を家庭法院所在地の地方自治体に通知する⁽¹²⁾。

第 18 条 (国内における国外入養)⁽¹³⁾

国内において、第 9 条各号のいずれかに該当する者を養子としようとする外国人は、

韓国「入養特例法」(法律第11007号、2011年8月4日全部改正、2012年8月5日施行)(翻訳)

後見人と共に養子とする者の登録基準地又は住所地を管轄する家庭法院に保健福祉部令の定めるところに従い次の各号の書類を添付し、入養許可を申請しなければならない。

1. 養子となる児童の出生申告の証憑書類
2. 養子となる者が第9条規定の資格を具備したという書類
3. 第10条第1項の規定に基づく養親となる者の家庭状況に関する書類
4. 第12条及び第13条の規定に基づく入養同意の書類

第19条 (外国における国外入養)

- ①外国人から入養斡旋の依頼を受けた入養機関の長は、入養の斡旋をしようとする場合、保健福祉部長官が発行した海外移住許可書を添付し、家庭法院に入養許可を申請しなければならない。
- ②国外に居住する外国人が国内に居住する児童を入養するためには、入養機関を通じて入養手続を進めなければならない。
- ③養子となる者が海外移住許可を受けて出国し、その国家の国籍を取得したときは、入養機関の長は、保健福祉部令の定めるところに従い遅滞なくその事実を法務部長官に報告し、法務部長官は職権によりその者の大韓民国国籍を抹消することを登録基準地の管轄家族関係登録官署に通知しなければならない。
- ④第1項の規定に基づく申請を受けた保健福祉部長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、海外移住許可書を発行しないことができる。
 1. 養子となる者が迷子又はその他保健福祉部令の定める者⁽¹⁴⁾である場合
 2. 入養子機関の長が、入養を望む外国人の本国及びその国の公認を受けた入養機関と入養業務に関する協約を締結しない場合
 3. 入養を望む外国人の本国が、大韓民国と戦争状態又は敵対的な状態にある国である場合

第3章 入養機関及び中央入養院

第20条 (入養機関)

- ①入養機関を運営しようとする者は、「社会福祉事業法」に基づく社会福祉法人とし

て保健福祉部長官の許可を受けなければならない。ただし、国内入養のみを斡旋しようとする者は、市・道知事の許可を受けなければならない。

- ②第 1 項の規定に基づいて許可を受けた事項のうち、大統領令の定める重要な事項⁽¹⁵⁾を変更しようとする場合には申告しなければならない。
- ③外国人は、入養機関の長になることができない。
- ④入養機関の長及びその従事者は、入養児童の人権を保護し、健全な入養文化を定着させるために、長期的に保健福祉部令の定める保守教育⁽¹⁶⁾を受けなければならない。
- ⑤入養機関の長が、入養を望む国及びその国の公認を受けた入養機関と入養業務に関する協約を締結したときには、保健福祉部長官に報告しなければならない。この場合、入養業務に関する協約に含められなければならない事項は、大統領令で定める。
- ⑥入養機関の施設、従事者の基準、許可及び変更申告等に必要事項は、保健福祉部令で定める。

第 21 条 (入養機関の義務)

- ①入養機関の長は、入養を依頼された者の権益を保護し、父母が分からない場合には、父母等の直系尊属を探すために努力を尽くさなければならない。
- ②入養機関の長は、入養を斡旋する際、その養親となる者について第 10 条に定める事実を調査しなければならない。
- ③入養機関の長は、養親となる者に対して、入養前に児童養育に関する教育をしなければならず、入養成立後は保健福祉部令の定めるところに従い入養児童及びその者に関する記録等を養親又は養親となる者に渡し、その結果を特別自治道知事・市長・郡守・区庁長に報告しなければならない。
- ④入養機関の長は、入養業務の効率及び入養機関の間の協力体制の構築のために、入養児童及び家族に関する情報を保健福祉部令の定めるところに従い、第 26 条の規定に基づく中央入養院に提供しなければならない。
- ⑤入養機関の長は、入養業務に関する事項を保健福祉部令の定めるところに従い記録しなければならない。この場合、入養記録は電子文書として記録することができる。

韓国「入養特例法」(法律第11007号、2011年8月4日全部改正、2012年8月5日施行)(翻訳)

- ⑥第5項に定められた入養業務に関する記録は、入養児童に対する事後管理のために永久保存しなければならない。
- ⑦第4項の規定に基づく情報の範囲及び内容並びに第5項の規定に基づく入養記録及び電子記録の保存等に必要事項は、保健福祉部令で定める。

第22条(入養機関の長の後見職務)

- ①入養機関の長は、入養を斡旋するために保障施設⁽¹⁷⁾の長、父母等から養子となる児童の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた日から入養が完了する時までその児童の後見人となる。ただし、養子となる児童に対して法院が予め後見人を置いた場合は、この限りでない。
- ②第1項の規定の場合に、養子となる児童を引き渡した親権者の親権行使は停止される。ただし、親権者が第12条第5項の規定に従い入養の同意を撤回したときには、再び親権を行使することができる。

第23条(家族関係登録の創設)

入養機関の長は、養子となる児童を家族関係登録がなされていない状態で引渡しを受けたときは、その児童についての家族関係登録の創設手続を経る。

第24条(入養斡旋が困難な者等の保護)

- ①入養機関の長は、次の各号のいずれかに該当する者がいる場合には、市・道知事又は市長・郡守・区庁長にこれを報告しなければならない。
 - 1. 第9条第2号の規定に基づいて保護の依頼をされた者で入養斡旋が困難な者
 - 2. 本法に基づく入養の取消し又は罷養の宣告を受けた者で保護者が入養機関に保護を要請した者
- ②市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第1項の規定に基づく報告を受けた者について「児童福祉法」第15条⁽¹⁸⁾の規定に基づく保護措置を遅滞なく行わなければならない。

第25条(事後サービスの提供)

- ①入養機関の長は、入養成立後1年間、養親と養子の相互適応のために、次の各号

の事後管理をしなければならない。ただし、国外入養の場合には、次の各号を適用しない。

1. 養親と養子の相互適応状態に関する観察及びこれに必要なサービス
 2. 入養家庭における児童養育に必要な情報の提供
 3. 入養家庭が随時相談することのできる窓口の開設及び相談要員の配置
- ②入養機関の長は、当該国の協力機関を通じて入養児童が入養された国の国籍を取得したか否かを確認し、その結果を第 26 条の規定に基づく中央入養院の院長を通じて保健福祉部長官に報告しなければならない。
- ③入養機関の長は、国外に入養された児童のため、母国訪問事業等の大統領令の定める事業⁽¹⁹⁾を実施しなければならない。

第 26 条 (中央入養院⁽²⁰⁾ の設立)

- ①保健福祉部長官は、国内入養の活性化及び入養についての事後管理等のため、中央入養院を設立・運営しなければならない。
- ②中央入養院は、財団法人とする。
- ③中央入養院を設立するときは、定款を作成し、保健福祉部長官の認可を受けなければならない。定款を変更しようとする場合も同様とする。
- ④中央入養院は、次の各号の業務を遂行する。
1. 入養児童・家族情報及び親家族を探すのに必要な統合データベースの運営
 2. 入養児童のデータベースの構築及び関係
 3. 国内外の入養政策及びサービスに関する調査・研究
 4. 入養関連の国際協力業務
 5. その他保健福祉部長官から委託された事業
- ⑤中央入養院に関して本法に規定されているものを除き、「民法」の財団法人に関する規定を準用する。

第 27 条 (中央入養院の役員・職員等)

- ①中央入養院に理事長 1 名を含む 9 名以内の理事と監事 1 名を置く。
- ②中央入養院の理事長は、保健福祉部長官が任命する。
- ③中央入養院の院長は、中央入養院を代表し、業務を総括する。

- ④中央入養院の理事長は、院長を兼任する。
- ⑤理事、監事及び職員に関する任命手続並びに任期等に関する必要な事項は、保健福祉部令で定める。

第 28 条 (費用補助)

- ①政府は、中央入養院の設立・運営に必要な経費を予算の範囲内で補助することができる。
- ②第 1 項の規定に基づく補助金の使用等に必要な事項は、「補助金の予算及び管理に関する法律」の定めるところによる。

第 29 条 (関係機関等に対する協力要請)

- ①中央入養院の院長は、業務遂行のために必要な場合、公共機関、入養機関等に対して資料の提出を要請することができる。この場合、その要請を受けた機関は、特別な事由がなければ、それに従わなければならない。
- ②第 1 項の規定に基づいて中央入養院に提供された資料は、第 26 条第 4 項に定められた業務遂行のための目的以外に使用することはできない。

第 30 条 (中央入養院の指導・監督)

- ①保健福祉部長官は、中央入養院を指導、監督する。
- ②保健福祉部長官は、中央入養院に対して業務、会計及び財産に関して必要な事項を報告させ、所属公務員に中央入養院の帳簿、書類その他の物を検査させることができる。
- ③第 2 項の規定に基づいて検査をする公務員は、その権限を表示する証票を関係者に提示しなければならない。
- ④保健福祉部長官は、第 2 項の規定に基づく報告又は検査の結果、必要と認められる場合には、是正命令等の必要な措置をとることができる。

第 4 章 入養児童等に対する福祉支援

第 31 条 (児童の引渡し)

- ①入養機関又は父母は、法院の入養許可決定後、入養される児童を養親となる者に引き渡す。
- ②国外入養の場合、児童の引渡しは、保健福祉部令の定める特別な事情⁽²¹⁾ がないれば大韓民国でなされなければならない。

第 32 条（費用の受納及び補助）

- ①第 20 条第 1 項の規定に基づく入養機関は、大統領令の定めるところ⁽²²⁾ に従い養親となる者から入養斡旋に実際にかかる費用の一部を受けることができる。
- ②国及び地方自治体は、養親となる者に第 1 項の入養斡旋に実際にかかる費用の全部又は一部を補助することができる。

第 33 条（要保護児童の発生予防）

国及び地方自治体は、児童が生まれた家庭で養育を受けることができるよう、要保護児童の発生予防に必要な施策を講じなければならない。

第 34 条（社会福祉サービス）

国及び地方自治体は、入養機関の斡旋を受けて児童を入養した家庭に対して、入養児童を健全に養育することができるよう、必要な相談、社会福祉施設の利用等の社会福祉サービスを提供しなければならない。

第 35 条（養育補助金等の支給）

- ①国及び地方自治体は、入養機関の斡旋を受けて入養された障害児童等の入養児童が健全に成長できるよう、必要な場合には大統領令の定める範囲内で養育手当、医療費、児童教育支援費その他の必要な養育補助金を支給することができる。
- ②国及び地方自治体は、入養機関の運営費と「国民基礎生活保障法」に従い支給される受給品以外に家庭委託⁽²³⁾ 保護費用を補助することができる。
- ③第 1 項の規定に基づく養育補助金の支給並びに第 2 項の規定に基づく入養機関の運営費及び家庭委託保護費用の補助に必要な事項は、大統領令で定める。

第5章 入養児童等に関する情報の公開

第36条(入養情報の公開等)

- ①本法に基づいて養子となった者は、中央入養院又は入養機関が保有している自身と関連する入養情報の公開を請求することができる⁽²⁴⁾。ただし、本法に基づいて養子となった者が未成年者である場合には、養親の同意を得なければならない。
- ②中央入養院又は入養機関の長は、第1項の規定に基づく要請がある場合、入養児童の親生父母の同意を得て情報を公開しなければならない。ただし、親生父母が情報の公開に同意しない場合には、その親生父母の人的事項を除いて情報を公開しなければならない。
- ③第2項但書にもかかわらず、親生父母が死亡した場合やその他の事由で同意することができない場合に、養子となった者の医療上の目的等の特別な事由がある場合には、親生父母の同意の有無と関係なく、入養情報を公開することができる。
- ④第1項から第3項までの規定に定められた情報公開の請求対象となる情報の範囲、申請方法と手続その他必要な事項は、大統領令で定める。

第37条(秘密保持の義務)

中央入養院又は入養機関に従事する者、又は従事していた者は、その業務を行う過程で知り得た秘密を漏洩してはならない。ただし、第36条の規定に基づいて入養情報を公開するときには例外とする。

第6章 指導・監督等

第38条(指導・監督等)

- ①保健福祉部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、入養機関を運営する者に対して、所管業務に関して必要な指導・監督を行い、必要な場合はその業務に関して報告若しくは関係書類の提出を命じ、又は所属公務員に入養機関の事務所若しくは施設に出入りして検査や質問をさせることができる。
- ②第1項の規定に基づいて検査又は質問をする関係公務員は、その権限を表示する証票を身に付け、これを関係者に提示しなければならない。

第 39 条 (許可の取消し等)

- ①保健福祉部長官又は市・道知事は、入養機関が次の各号のいずれかに該当するときは、6 か月以内の期間を定めて業務停止を命じ、又は第 20 条第 1 項の規定に基づく許可を取り消すことができる。
1. 第 20 条第 6 項の規定に基づく施設及び従事者の基準に達しなかったとき。
 2. 第 13 条第 3 項・第 4 項又は第 21 条第 1 項の規定に違反し、入養を依頼された者の権益を害する行為を行ったとき。
 3. 正当な事由なく、第 38 条の規定に基づく報告を行わないとき、又は虚偽があったとき、又は調査を拒否・妨害若しくは忌避したとき。
 4. 本法又は本法に基づく命令に違反したとき。
- ②第 1 項の規定に基づく行政処分の細部的な基準は、その行政処分の事由と違反の程度等を考慮して保健福祉部令で定める。

第 7 章 補 則

第 40 条 (聴聞)

保健福祉部長官又は市・道知事は、第 39 条第 1 項の規定に従って許可を取り消そうとする場合、聴聞をしなければならない。

第 41 条 (権限の委任)

本法に基づく保健福祉部長官又は市・道知事の権限は、その一部を大統領の定めるところに従い、市・道知事又は市長・郡守・区庁長に委任することができる。

第 42 条 (「民法」との関係)

入養に関して、本法で特別に規定された事項を除き、「民法」の定めるところによる。

第 43 条 (罰則の適用における公務員の擬制)

中央入養院の役員・職員は、「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定による罰則を適用するときは公務員と見做す。

第8章 罰則

第44条(罰則)

- ①次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。
1. 第11条、第18条又は第19条の規定に違反し、法院の許可を受けずに入養を行った者
 2. 第20条第1項の規定に違反し、許可を受けずに入養斡旋の業務を行った者
 3. 第37条の規定に違反し、正当な事由なく業務上知り得た秘密を漏洩した者
- ②第20条第2項の規定に違反し、申告なく許可事項のうちの重要事項を変更した者は、1年以下の懲役又は300万ウォン以下の罰金に処する。

第45条(両罰規定)

法人の代表者、法人又は個人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は個人の業務に関して第44条の違反行為をした場合は、行為者を罰するほか、その法人又は個人にも当該条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった場合には、この限りでない。

附則〈第11007号、2011.8.4〉

第1条(施行日)

本法は、公布後1年が経過した日から施行する。

第2条(中央入養院についての経過措置)

- ①本法施行前に設立された財団法人中央入養情報院は、本法に基づく中央入養院と見做す。
- ②本法施行当時、中央入養情報院に属したすべての財産並びに権利及び義務は、本法に基づく中央入養院が包括承継する。
- ③本法施行当時の登記簿その他の公簿に表示された中央入養情報院の名義は、本法

に基づく中央入養院の名義とする。

- ④第2項の規定により本法に基づく中央入養院に包括承継される財産の価額は、本法施行日前日の帳簿価額とする。
- ⑤本法施行当時の中央入養情報院の職員は、本法に基づく中央入養院の職員と見做す。

第3条（他の法律の改正）

- ①農漁村住民の保健福祉増進のための特別法の一部を次のように改正する。

第23条第3号を次のようにする。

3. 「入養特例法」第2条第2号の規定に基づく要保護児童を入養した家庭

- ②社会福祉事業法の一部を次のように改正する。

第2条第1項チャ目を次のようにする。

チャ. 「入養特例法」

- ③医療給与法の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号を次のようにする。

4. 「入養特例法」によって国内に入養された18歳未満の児童

- ④济州特別自治道の設置及び国際自由都市造成のための特別法の一部を次のように改正する。

第334条の題目中、「入養の促進及び手続」を「入養」とし、同条のうち「『入養の促進及び手続に関する特別法』第5条第1項第5号、第10条第5項、第19条第2項及び第23条第3項の規定」を「『入養特例法』第10条第1項第5号、第20条第5項・第6項、第35条第3項及び第39条第2項」とする。

第4条（他の法令との関係）

本法施行当時、他の法令で従前の「入養の促進及び手続に関する特別法」又はその規定が引用された場合に、本法のうちそれに該当する規定があれば、従前の規定に代えて本法又は本法の当該規定を引用したものと見做す。

訳者注（以下の条文及び引用の翻訳は、別途注のない限り訳者による。なお、訳者注で示す法は全て韓国法である。）

(1) 児童福祉法第3条(定義)

4. 「保護対象児童」とは、保護者がいないか、若しくは保護者から分離された児童、又は保護者が児童を虐待する場合等、その保護者が児童を養育するのに適当ではないか、若しくは養育する能力がない場合の児童をいう。

(2) 国民基礎生活保障法第2条(定義)

5. 「扶養義務者」とは、第5条による受給権者を扶養する責任のある者で、受給権者の1親等の直系血族及びその配偶者をいう。

[参考] 同法第5条(受給権者の範囲)

①受給権者は、扶養義務者がいないか、若しくは扶養義務者がいても扶養能力がない者、又は扶養を受けることができない者で、所得認定額が最低生計費以下である者とする。

②第1項による受給権者に該当しなくても、生活が困難な者で、一定期間本法で定める給与の全部又は一部が必要であると保健福祉部長官が決める者は受給権者と見做す。

③第1項の扶養義務者がいても、扶養能力がないか、又は扶養を受けることができない場合は、大統領令で定める。

(3) 本法20条参照。現在、入養機関としては、ホルト児童福祉会(1955年設立。홀트아동복지회: <http://www.holt.or.kr/holt/main/main.jsp>)、東方社会福祉会(1972年設立。동방사회복지회: <http://www.eastern.or.kr/main/index/main.jsp?menuID=001>)、大韓社会福祉会(1954年設立。대한사회복지회: <http://www.sws.or.kr/main.php>)、韓国社会奉仕会(1964年設立。한국사회봉사회: <http://www.kssinc.org/>)などがある(以上4つの入養機関は国内入養と共に国外入養の斡旋も行う韓国の代表的入養機関であり、「4大入養機関」と呼ばれる)。入養機関については、中央入養院(중앙입양원、本法26条及び後掲(訳者注20)参照)のサイト(<https://www.kadoption.or.kr/index.jsp>)でも紹介されている(各サイト最終閲覧日: 2013年5月6日)。なお、平田美智子「韓国の養子斡旋事業の制度と実態」(湯沢雅彦編著『要保護児童養子斡旋の国際比較』(日本加除出版、2007年)261-286頁)ではホルト児童福祉会への訪問調査が報告されている。

(4) 国民基礎生活保障法第32条

本法における「保障施設」とは、第7条に規定された給付を行う「社会福祉事業法」に基づく社会福祉施設で、大統領令の定める施設をいう。[全文改正2012.2.1]

なお、本法と関連する「保障施設」には、児童養育施設、児童一時保護

施設、児童保護治療施設（児童福祉法 52 条 1 項 1 号から 3 号）や自立支援施設（同 5 号）といった児童福祉施設及びこれらの児童福祉施設が統合された施設（同条 2 項）がある（国民基礎生活保障法施行令 38 条参照）。

(5) 民法第 924 条（親権喪失の宣告）

父又は母が親権を濫用するとき、又は顕著な非行、その他親権を行使せしめることができない重大な事由があるときは、法院は、第 777 条の規定による子の親族、又は検事の請求により、その親権の喪失を宣告することができる。

〔参考〕同第 777 条（親族の範囲）

親族関係による法律上の効力は、本法又は他の法律に特別な規定がない限り、次の各号に該当するものに及ぶ。

1. 8 親等以内の血族
2. 4 親等以内の姻戚
3. 配偶者

（以上、本記者注の条文翻訳は日本加除出版法令編纂室『戸籍実務六法』〔平成 25 年版〕（日本加除出版、2012 年）による）

(6) 入養特例法施行規則（保健福祉部分第 151 号、2012.8.3 全部改正、2013.1.1 施行）（以下「本法施行規則」とする。）5 条 1 項によれば、「保健福祉部令の定める所定の教育」とは、入養と罷養（離縁）の要件・手続及び効果、入養家庭支援に関する情報、子の養育方法、入養児童の心理及び情緒に関する情報、入養の事後サービスに関する情報、その他保健福祉部長官が必要と認めた事項に関して、入養機関が行う教育をさす。

(7) 本法施行規則 第 9 条（入養許可申請時に必要な書類）

法【注：「入養特例法」、以下同】第 11 条第 1 項に基づき家庭法院に入養許可を申請するとき提出しなくてはならない書類のうち、第 1 号から第 3 号までの書類は次の各号の書類とする。

1. 法第 11 条第 1 項第 1 号の書類：養子となる者の「家族関係の登録等に関する法律」第 15 条に基づく家族関係登録簿等の証明書
2. 法第 11 条第 1 項第 2 号の書類：次の各目の書類
 - カ. 法第 9 条の資格を満たしたことを証明する別紙第 5 号書式の入養対象児童の確認書
 - ナ. 法第 10 条の資格を満たしたことを証明する次の書類
 - 1) 別紙第 1 号書式の養親教育履修証明書
 - 2) 別紙第 4 号書式の犯罪経歴照会回答書

3) 別紙第7号書式の養親家庭調査書

3. 法第11条第1項第3号の書類: 別紙第8号書式の入養同意書

- (8) 入養特例法施行令(大統領令第24017号、2012.8.3全部改正、2012.8.5施行)(以下、「本法施行令」とする。)2条1項によれば、「大統領令の定める機関」とは、養子となる者の資格確認機関と養親となる者の資格調査機関に分けられ、前者は養子となる者の居住地を管轄する特別自治道知事・市長・郡守・区庁長(自治区の区庁長)のことをいい、後者は、養親となる者の居住地を管轄する特別自治道知事・市長・郡守・区庁長、本法20条1項に基づく入養機関の長、「児童福祉法」52条1項6号に基づく児童相談所の長のいずれかに該当する機関をさす。
- (9) 韓国語で自然の血縁関係に基づく父と母、即ち実親(実父母)を示す語である(以下同)。
- (10) 民法908条の2以下参照。
- (11) 入養特例法の施行に関する大法院規則(大法院規則第2419号、2012.6.27制定、2012.5.8施行)
第10条(入養機関等に対する通知)
①家庭法院の法院書記官、法院事務官、法院主事又は法院主事補は、入養に関する審判が確定したとき又は入養の取消し及び罷養請求事件が受け付けられたときには、遅滞なく当該児童の入養を斡旋した入養機関及び当該児童が保護を依頼された「国民基礎生活保障法」第32条による保障施設に対して、その内容を通知しなければならない。
②法第16条第2項及び第17条第3項に基づいて通知をするときには、家庭法院所在地の市長・郡守・区庁長にしなければならない。
- (12) 前掲(訳者注11)参照。
- (13) 18条は外国人が韓国国内において入養を行う場合であり、19条は国外に居住する外国人の依頼を受けて入養機関が入養を斡旋する場合をいう。
- (14) 「保健福祉部令の定める者」とは、親権者が確認されない要保護児童で、保障施設又は入養機関に保護された期間が6か月以内の棄児をいう(本法施行規則15条)。
- (15) 「大統領令の定める重要な事項」とは、入養機関を運営する社会福祉法人の定款、入養機関の職員名簿、入養機関の平面図(施設の構造別面積が示されたもの)である(本法施行令3条1項)。
- (16) 「保守教育」の内容は、相談の理論及び相談者の倫理と姿勢、入養児童の現況と心理的特性、未婚母に対する理解とカウンセリングのアプローチ、

入養関連法令及び制度の動向、入養父母及び入養家庭に対する理解、その他保健福祉部長官が必要と認める事項を含む（本法施行規則 18 条 1 項）。この「保守教育」を受ける時間は、入養機関の長の場合は毎年 4 時間以上、入養機関の従事者は毎年 8 時間以上とする（同 2 項）。

(17) 前掲（記者注 4）参照。

(18) 児童福祉法第 15 条（保護措置）

①市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、その管轄区域で保護対象児童を発見したとき、又は保護者の依頼を受けたときには、児童の最上の利益のため、大統領令の定めるところに従い次の各号に該当する保護措置をとらなければならない。

1. 専担公務員又は児童委員に保護対象児童又はその保護者に対する相談・指導を遂行させるようにすること。
2. 保護者又は代理養育を望む縁故者に対し、その家庭で児童を保護・養育することができるよう必要な措置をとること。
3. 児童の保護を希望する者に家庭委託をすること。
4. 保護対象児童をその保護措置に適合する児童福祉施設に入所させること。
5. 薬物及びアルコール中毒、情緒・行動・発達障害、性暴力被害等で特殊な治療や療養等の保護を必要とする児童を専門治療機関又は療養所入院又は入所させること。
6. 「入養特例法」による入養と関連して必要な措置をとること。

②市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第 1 項第 1 号及び第 2 号の保護措置が適合ではない保護対象児童に対して、第 1 項第 3 号から第 6 号までの保護措置をとることができる。この場合、家庭委託支援センター又は児童福祉施設の長は、当該保護対象児童の個別保護・管理の計画を立てて保護をしなければならず、その計画を立てるときは当該保護対象児童の保護者を参与させることができる。

③市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第 1 項第 3 号から第 6 号までの保護措置をとる場合、当該保護対象児童の意思を尊重しなければならず、保護者があるときにはその意見を聴かなければならない。

④市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第 1 項第 3 号から第 6 号までの保護措置をとるまでの間必要であれば、第 52 条第 1 項第 2 号による児童一時保護施設に保護対象児童を入所させて保護するか、又は適合と認められる者に一時委託して保護させることができる。

- ⑤市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、その管轄区域内で薬物及びアルコール中毒、情緒・行動・発達障害等の問題を起こす可能性がある児童の家庭に対して、予防次元の適切な措置を講じなければならない。
 - ⑥何人も第1項による保護措置と関連してその対象となる児童福祉施設、児童福祉専担機関の従事者を身体的・精神的に脅かす行動をしてはならない。
 - ⑦市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、児童の家庭委託保護を希望する者に対して、犯罪経歴を確認しなければならない。この場合、本人の同意を受けて関係機関の長に犯罪の経歴照会を要請しなければならない。
 - ⑧家庭委託支援センターの長は、委託児童、家庭委託保護を希望する者、委託児童の父母等の身元確認等の措置を市・道知事又は市長・郡守・区庁長に協力要請することができ、要請を受けた市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、正当な事由がない限り、これに応じなければならない。
 - ⑨第7項による犯罪経歴の照会及び第8項による身元確認の要請手続・範囲等に必要事項は、大統領令で定める。
- (19)「大統領の定める事業」とは、母国訪問事業、母国語研修支援、母国に関する資料提供、親生父母を探す事業と本法36条による入養情報提供制度に関する広報、国籍回復支援、国外に入養された児童(成年になった場合を含む)のための相談、その他国外に入養された児童のために保健福祉部長官が必要であると認める事後管理事業をいう(本法施行令5条)。

韓国では、1995年に全部改正された「入養の促進及び手続に関する特例法」(1996.1.6施行)12条6項で入養機関に対して国外に入養された者への母国訪問事業等の提供が義務付けられるなど、国外入養の事後サービスとして、入養人(養子を迎え入れた者、養子となった者)やその家族が母国を訪問する際、入養機関は様々なサービスを提供し、彼らの韓国に関する理解を助ける多様なプログラムを行ってきた。母国訪問者は、1990年代に入り、国外に入養された者が韓国を訪問して親生父母(実親)を探す事例が増え、母国訪問者は、2000年以降増加傾向にある(2007年には3,700名が訪問。母国訪問団として団体で訪れる者も増加したが、入養機関に連絡せずに個別的に訪問する者も増え、実際の母国訪問者は多数に上るという)。前掲(記者注3)の「4大入養機関」では事後サービスとして、親家族探し、母国訪問、母国語研修、文化体験、書類関連サービス等を提供している(『입양사후서비스 체계화 방안 연구』(『入養の事後サービス体系化の方案研究』)(保健福祉部中央入養情報院、2011年4月)16-17頁等参照)。

- (20) 本法附則 2 条により、保健福祉家族部（当時。現在は保健福祉部）が 2009 年 7 月 1 日に開院した「財団法人中央入養情報院」は、本法 26 条の「財団法人中央入養院」として運営されることとなった。中央入養院は、児童の權益を保障し、入養に対する社会的責任を完遂するため、入養関連業務の支援や調整機能を担い、国民の福祉増進に寄与することを目的とする（中央入養院サイト前掲（訳者注 3）参照（最終閲覧日 2013 年 5 月 6 日））。
- (21) 本法 19 条に基づいて養親となる外国人が、緊急な保健医学的な理由で韓国に入国できない場合をいう（本法施行規則 27 条）。
- (22) 入養斡旋にかかった人件費、児童養育費、入養斡旋手続の費用、入養機関の運営費及び広報費を合算した金額で、保健福祉部長官が認定する金額の範囲内とする（本法施行令 6 条）。
- (23) 保護対象児童の保護のために、性犯罪、家庭暴力、児童虐待、精神疾患等の前歴がない保健福祉部令の定める基準に適合した家庭に保護対象児童を一定期間委託することをいう（児童福祉法 3 条 6 号）。この「保健福祉部令の定める基準」とは、委託児童（委託された保護対象児童）の養育に適合する水準の所得があること、委託児童の宗教の自由を認め、健全な社会構成員として成長できるように養育及び教育できること、家庭委託保護をしようとする者は 25 歳以上（夫婦の場合は双方が 25 歳以上）で委託児童との年齢差が 60 歳未満であること（但し市・道知事等が認めた場合はこの限りでない）、子がいらないか、又は子（18 歳以上の子は除く）の人数が委託児童を含めて 4 名以内であること、家庭に性犯罪、家庭暴力、児童虐待、精神疾患等の前歴がある者がいらないこと、その他保健福祉部長官が必要であると認める基準をいう（児童福祉法施行規則 2 条）。
- (24) 公開の請求対象となるのは、親生父母に関する人的事項（名前・生年月日・住所・連絡先。本法施行令 13 条 1 号）、入養の背景に関する事項（入養当時の親生父母の年齢・入養日及び入養事由・親生父母の居住地域名。同 2 号）、養子となった者の入養前の名前・住民登録番号・住所・出生日時・出生場所（同 3 号）及び入養前に保護されていた保障施設又は入養機関の名称・住所・連絡先（同 4 号）、その他保健福祉部長官が公開する必要があると認める情報（同 5 号）をいう。